

## 令和 7 年度第 4 回 京都地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記【申込要領】(別添の「遵守事項」に留意のうえ)により、お申し込み下さい。

### 記

|      |                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 開催日時 | 令和 7 年 9 月 3 日 (水) 午前 11 時 15 分～午前 11 時 30 分(予定)          |
| 開催場所 | 京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都 第 5 会議室<br>京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地 |
| 議 題  | ( 1 ) 特定 ( 産業別 ) 最低賃金の改正及び新設決定の必要性に係る答申について ( 予定 )        |
| 傍聴人数 | 10 名                                                      |

### 【申込要領】申込締切日 … 令和 7 年 9 月 1 日 ( 月 ) 必着

- 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、別紙「令和 7 年度 第 4 回京都地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に傍聴希望者の住所、氏名、連絡先 ( 電話番号、メールアドレス ) 及び勤務先又は所属団体等をご記入のうえ、電子メールにて、次の宛先まで申込み下さい。

申込宛先 京都労働局 労働基準部 賃金室 宛て  
E-mail : chinginshitsu-kyoutokyoku@mhlw.go.jp

- 傍聴申込みされた方には、後日、傍聴申込書記載のメールアドレスに『傍聴通知書』を送信いたします (傍聴申込書に必ずメールアドレスの記入をお願いいたします。)。

なお、傍聴希望者多数の場合には、会場の収容人数等の関係上、抽選となる場合もありますので、予めご了承願います。

- 当日は、審議会開始 5 分前までにお越し下さい。

審議会開始後の入室は、ご遠慮頂く場合があります。

また、ご本人であることを確認させて頂く場合がありますので、当日は、上記の『傍聴通知書』を出力したもののほか、ご本人であることが分かるものをお持ち下さい。

### 【その他】

- ・傍聴される場合には、別添の「遵守事項」を厳守して下さい。
- ・車椅子をご使用される方は、その旨お書き添え下さい。また、介助者同伴の場合は、その方のお名前も併せてお書き添え下さい。

[ お問合せ先 ] 京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215

# 令和 7 年度第 4 回 京都地方最低賃金審議会 傍 聴 申 込 書

京都労働局 労働基準部 賃金室 宛て

令和 7 年 9 月 3 日 ( 水 ) 開催の「令和 7 年度第 4 回 京都地方最低賃金審議会」の  
傍聴を希望します。

|                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| 住 所                         | 〒                 |
| 氏 名                         |                   |
| 連 絡 先<br>( 電話番号・<br>E メール ) | TEL :<br>E-mail : |
| 勤務先又は<br>所属団体名等             |                   |

申込締切日 …… 令和 7 年 9 月 1 日 ( 月 ) 必着

申込宛先

京都労働局 労働基準部 賃金室 宛て

E-mail : chinginshitsu-kyoutokyoku@mhlw.go.jp

## 京都地方最低賃金審議会 傍聴に当たっての遵守事項

- 1 「傍聴通知書」を持参の上、傍聴人席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 3 携帯電話・スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・ICレコーダー等の使用は出来ません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は謹んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることは出来ません。
- 7 会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
- 8 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 9 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 10 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、会長及び京都地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項をお守りいただけない場合には、会長は、その者を退場させることがあります。

**京都地方最低賃金審議会**